

# 逗子市火災予防条例の一部改正に関する市民意見募集

## (パブリックコメント) について

### 1 意見を募集する趣旨

消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者に適正な防火管理業務の実施と法令に定められた消防用設備等の設置を促進させることを目的として、火災予防条例の一部を改正しようとするものです。

つきましては、改正案を作成しましたので、皆さまからの御意見を募集します。

### 2 意見の提出期間

2018年(平成30年)7月2日(月)～2018年(平成30年)7月31日(火) (必着)

### 3 資料の閲覧場所

消防本部(1階ホール)、情報政策課情報公開係、市民交流センター、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、文化プラザホール、逗子アリーナ、高齢者センター、体験学習施設(スマイル)、図書館

### 4 意見の提出方法

任意様式に「逗子市火災予防条例の一部改正」と明記し、住所、氏名(もしくは法人名)、意見を御記入の上、ファクシミリ・郵送等により送付または持参してください。Eメールでの提出も可能ですが、その場合、ファイルは添付せずに、直接メール本文に記載ください。

※注意：電話での受付は行いません。また提出された意見などの原稿等は返却しません。

### 5 結果の公表

皆様からお寄せいただいた御意見は、本市の考え方とともに、後日ホームページ等で公表する予定です。意見は個人情報を除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。また、個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

### 6 問合せ先

消防本部 消防予防課

〒249-0005 逗子市桜山2-3-31

TEL: 046-871-4326

FAX: 046-872-4330

Eメール [yobou@city.zushi.lg.jp](mailto:yobou@city.zushi.lg.jp)